

令和4年

健康福祉委員会

3月9日

豊明市議会

# 健康福祉委員会会議録

令和4年3月9日

午前10時00分 開会

午後1時56分 閉会

## 1. 出席委員

委員長	青木 亮	副委員長	服部 龍一
委員	ごとう 学	委員	三浦 桂司
委員	近藤 千鶴	委員	ふじえ 真理子
委員	近藤 善人		
議長	一色 美智子		

## 2. 欠席委員

なし

## 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木 美智雄	議事課長	塚谷 友昭
庶務担当係長	前田 三和	議事担当係長	寺島 慎二

## 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
健康福祉部長	伊藤 正弘	社会福祉課長	近藤 有紀子
健康長寿課長	浅井 俊一	こども保育課長兼 健康長寿課健康推進担当課長	二宮 眞由美
指導保育士	柴田 美由紀	保険医療課長	伊藤 克代
子育て支援課長	川原 静恵		

## 5. 傍聴議員

堀内 ちほ	いとう ひろし	中村 めぐみ	林 ゆきひろ
郷右近 修	清水 義昭	宮本 英彦	鵜飼 貞雄
近藤 郁子	月岡 修一	毛 受明 宏	

## 6. 傍聴者

2名

午前10時開会

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 皆さん、おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより健康福祉委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

本日の健康福祉委員会に付託されました案件は15件の議案でございます。慎重に審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

○議長（一色美智子議員） 皆様、おはようございます。

健康福祉委員会、御苦労さまです。慎重審査、よろしくお願ひいたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願ひます。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願ひます。

（市長退席をなす）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 本日の傍聴につきましては、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。

事前に提出していただきました資料要求書についてお諮りをいたします。

議案第17号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正について、ごとう委員から資料請求

がありました。ごとう委員より資料請求の趣旨説明を簡潔にお願いいたします。

○ごとう 学委員 17号でいいんですよね。

(17号の声あり)

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 17。

○ごとう 学委員 いいんですよね。

国民健康保険税条例の一部改正についての資料請求で2件出しました。1つは、参考資料で頂いたモデルケースの2番、子どもが1人いる家庭の場合について、保険料がほかの保険と比べてどれくらいの水準にあるかということを確認したいので、こういうケースの場合に加入者が協会けんぽであったり、あるいは組回国保、これはいろいろありますので任意で結構ですけれども、それと、市の職員共済組合、市といいますか愛知県の市町村職員共済組合ですね、の場合のおよその保険料の額と……。要は、ほかでは保険料のところもあるからですね。保険料の額と保険税額、国保税の税額との比較ができる表をお願いしたいというのが1点。

それから、もう一点は、同じモデルケースの2について、今回、未就学児の均等割5割軽減というふうにしておりますけれども、例えばこれを未就学ではなくて小学生までとか、あるいは中学生まで、高校生までというようなふうにしていくと、それぞれ市の負担がどれほどの額になるかということが分かる資料をお願いしたいと思います。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 当局において、資料は用意できますでしょうか。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 1につきましては、国保税の税率設定において、他の健保との状況は特に関わりはありませんので、それらの保険料額と国保税額を比較する表は作成しておりません。よって、用意できません。

2番につきましては、未就学児と中学生、高校生までを5割軽減とした場合の資料なら御用意できます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 資料請求書の①につきましては、当局において資料は用意できないということであります。

お諮りいたします。資料請求書の②について、本委員会として資料要求することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

賛成全員です。当局においては、速やかに資料の用意をお願いいたします。

それでは、事務局で配付を願います。

(事務局資料配付)

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 初めに、議案第16号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） それでは、議案第16号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

この案を提出するのは、心身障害児通園施設嘱託医及び心身障害児通園施設嘱託歯科医の廃止に伴い必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚お開きください。

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の別表のうち、令和3年度末に心身障がい児通園施設を閉園することに伴い、嘱託医及び嘱託歯科医師報酬を廃止するため、一部を改正するものです。

なお、附則として、この条例は令和4年4月1日より施行します。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 これは、どんぐり学園が共生交流プラザの児童発達支援センターに拡充されるので、どんぐり学園がなくなると。だから、嘱託医さんと歯科医の廃止というのは分かるんですけども、児童発達支援センターで嘱託医さんと歯科医師さんの体制、ただ廃止しますよだけでは、ちょっと賛成とか反対の判断がつきませんので、共生交流プラザ内で児発での対応についての説明をお願いいたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 児童発達支援センターには、人員等運営に当たり様々な基準が定められております。引き続き児童や保護者に対しての健康診査や健康観察、保健指導など、業務内容についての変更はございません。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今のに関連してなんですけれども、業務内容は変わらないということで、費用弁償ということで報酬は変わるんですか、金額は。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 報酬金額につきましては、委託先により決定されますので把握はしておりませんが、現在、市がお支払いしている金額については、お伝えをしております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほど業務としては変わらないということでしたけれども、現在、嘱託医で行っている健診等の内容をちょっと教えてください。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 内科健診につきましては年2回、5月、10月ぐらいを大体の定期にしております、その中で子どもたちの健診や、あと、健康に関係する保健指導だとか、あとは通園に関わるお子さんの保護者からの相談があれば、それについても随時対応いただいているという状況になります。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ありませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 議案自体は心身障がい児の嘱託医と歯科医師の条例を廃止する条例改正ですけれども、このたび、障がい者の通園施設、どんぐり学園が拡充されて、市内には3,400人ほど、ちょっと関係ないかもしれませんが、何らかの障害手帳を持っておられる人がおられると一般質問で聞きました。今まで、どんぐり学園に通われているような園児が交流プラザ内の児発センターに移って、今までの通所だけではなく、いろんなサービスを

受けられるということは保護者の人にとっても大変心強いことだと思います。質疑においても体制をしっかり継続していただけたと思います。1人で思い悩まずに、悩みや苦しみとか、共に分かち合えるような施設にさせていただくことを要望して、賛成といたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第16号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第17号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） それでは、議案第17号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、国民健康保険税の適正化を図るため及び地方税法の一部改正に伴い必要があるからでございます。

それでは、改正内容を御説明いたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正では、国民健康保険税の税率等の改定と未就学児に係る均等割額の5割軽減措置の導入がその主な内容でございます。

まず、第3条第1項から第11条までが税率等、改定に係る改正部分となります。税率等の改定内容につきましては、国民健康保険税の医療分において、所得割率を100分の6.15に、均等割額を2万3,300円に、後期高齢者支援分について、所得割率を100分の1.9に、均等割額を7,000円に、介護納付金分について、所得割率を100分の1.65に、均等割額を8,300円に、平等割額を5,000円にそれぞれ改定いたします。

また、第23条において、低所得世帯に対する均等割額、平等割額の軽減額を合わせて変更いたします。

1枚おめくりいただきまして、次のページをお願いします。

第23条に第2項として、未就学児に係る均等割額を軽減する措置の規定を加え、それぞれの軽減額を定めております。

なお、附則としまして、この条例は令和4年4月1日より施行し、令和4年度以後の年

度分の課税から適用いたします。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっとこの資料ナンバー1というの、参考資料で頂いた見方とか税率と金額の改正の表なんですけども、今回改正された点について、今、説明いただきました。

これ、例えば見方というのをちょっと教えていただきたいんですけども、一番下の未就学児、低所得者層の未就学児の均等割額は、7割軽減で見ると6,990円が半額になるということで、3,495円という見方でいいんですか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 条例のほうで定めているのは、減額する金額を定めているので、例えば医療分の均等割額が何の軽減もない方は2万3,300円、一番上の表の中の数字になるんですけど、そこに7割軽減の世帯については、そこから真ん中の①の表のところの7割軽減の均等割1万6,310円とあるんですが、2万3,300円からこの1万6,310円を引きます。残った、先ほど委員がおっしゃった六千何がしの金額から、さらに下の②なんですけれども、7割軽減の欄で、改正後が3,495円、これをさらに引いて、残った金額がその方の均等割額というふうになります。そのように上から順に引いていただく形になります。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 後期高齢者支援分もそのように見ればいいわけですね。

（同じですの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今の御説明で間違っていたら御指摘いただきたいんですけど、要は、仮に7割軽減の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額するというので、7割プラス3割の半分、1.5割ということで8.5割を減額するという理解で合ってますでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） おっしゃるとおりです。



○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 素朴な質問をしますけども、今回の値上げによる増収額は幾らになるんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 今回、税率改正をしなかった場合と比較をしまして、税率改定による増額分は、全体で、医療分、後期分、介護分を合わせて約3,360万円ほどと計算しております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁が終わりました。

ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 限度額ってありますよね。今、99万円でしたっけ。それは変わらないのか。それと、あと、今回の改正に当たって、高所得者の負担が増えて、子育て世帯は減額されるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 限度額については、当市は、令和4年度は令和3年度と同額ということで、引上げの予定はありません。今回の所得割率等を引上げをしておりますので、所得がある方にはそれなりの金額が増額されるということです。

子育て世帯につきましては、子育てといっても未就学児、小さいお子さんをお持ちの家庭は均等割額が半額になりますので、今までより、均等割額の引上げがあつたにしてもそれが半額になりますので、多少の軽減はかかってくるというふうに見込んでおります。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤善人委員。

○近藤善人委員 今、国の限度額っていうのは102万円でもよろしかったでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） それは来年度からですね。予定として今示されております。正式には、今月の末に多分税法のほうで改正されてその金額になるというふうにあります。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤善人委員。

○近藤善人委員 もしその限度額が上がることになると、豊明市でも国に合わせて上げるというような考えなんですか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 限度額につきましては、国が毎回3月末で上げてくるものですから、その翌年度、すぐには豊明市としては間に合わないということで、国が上げた1年後、ですので、国が今回3月末で令和4年4月1日から102万にしますよと言っている改正につきましては、来年度というか再来年度、令和5年度からその金額に豊明市は合わせていこうというふうに考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほどほかの保険との比較の資料はないということでしたけれども、国民皆保険でみんな何かの保険に市民は入っているわけですが、その中の1つとして国保があると。その国保の税負担を決める場合に、ほかの保険だとどのくらいかというような、そういう比較は一切していないということでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 本市の国保税の税率を考えるに当たっては、他の健康保険とか共済とかとは何ら比較はしておりません。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 単純な質問なんですけど、今回の改正というのは、なぜ改正することになったのかということと、他市町の状況が分かればお願いいたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 国保税の税率につきましては、平成30年度に国保の制度が大きく改革されまして、圏域化、県でやるというふうになりました。そのときに県で統一して、医療費の支払いの分については県のほうから各市町村に交付金を配ります。その代わりに、県のほうに市町村は、それに相当する納付金を払ってくださいというふうになりました。その納付金を支払うために、各市町村がどのくらいの税率が必要だと思いますよ

ということで、県のほうから標準保険料率というのを各市町村に対して示されるようになりました。その標準保険料率で徴収して納付金が税金で払える状態になるということなんですけれども、本市の場合、ずっと一般会計からの繰入れで税負担を抑えてきた部分がありましたので、税率が非常に他市と比べて低い状況だったんですけれども、県統一という、県全体でやるというふうになったときに、一斉に各市の税率とか標準保険料率が示されるようになったわけで、豊明市がいつまでも低い税率ではやっていけないということと、赤字、一般会計からの繰入れについては、国のほうから強く削減、解消しなさいというふうに言われておりますので、それを解消するためにも税収を増やしていかなきゃいけないということがありまして、順々に税率についてはこれまで引上げをさせていただいていたかと思えます。今回の税率改定もその一環という形になります。

以上です。

(他市町の状況の声あり)

○保険医療課長（伊藤克代君） 他市町の状況につきましては、全部の市がというわけではないですけれども、豊明市は基本、毎年上げてますということなんですけど、2年ごととか、あるいは毎年とか、いろんな基準で他市町についても標準保険料率に向けて順次引き上げていっている。特に、尾張地区のほうの研究会のほうで出された中では、ほぼ全部の市が来年度引上げの予定ですというふうに回答いただいておりますので、上げていく方向ではあります。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今、税率のどんどん上がっていく背景というのは御説明いただいたんですけれども、そういった払う側の税率がどんどん上がっている現状と、あと、身近にも物価がどんどん上がっていているのも肌で感じてるんですけれども。

あと年金だけで暮らしている方、国民年金の場合なんか、生活に必要な入が上がってこれば、こういった税率も上がってきていいかと思うんですけれども、そういった物価が一方で上がっていく、年金は上がらないという中での、先ほど御説明のあった県単一化になって上がっていくという経過は分かるんですけれども、そういった今、そういう生活者の視点で立った場合はどのように感じておられますか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 国民年金だけの収入の方については、多分、年金額が国

民年金全額でも少ないので、所得がない世帯という形になって、あと、かかる均等割、平等割については、軽減がかかる世帯になるかと思います。国保では、通常の健保組合とか社保ではない低所得者に対する軽減制度というのがございますので、一定程度の医療費がかかっている以上、一定程度の負担はお願いしたい、受益者負担としてお願いしたいというところではあります。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほど配っていただいた資料の見方でちょっとよく分からないんですけども、2つ目の表の影響額の軽減額計というのが市の持ち出しになるという理解でよろしいでしょうか。

ということと、その下の国、県、市で割合で書いてあるのは、これは何でしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 先ほどの資料の影響額、軽減額計というのが、均等割未就学児になり、15歳以下、18歳以下の軽減額の合計になります。軽減した6歳以下、未就学児の軽減額の県、国、市の負担割合がありまして、軽減額のうち国が2分の1を負担します。県が4分の1、市が4分の1ということなので、市の実際の持ち出しは、6歳以下の表のところではいきますと59万2,920円という、約60万円ですよという形になります。

15歳以下、18歳以下については、軽減額がそれぞれ対象者が増えるので増えてはいくんですけども、国と県はあくまで未就学児の分しか負担しませんので、15歳以下、18歳以下で増えた分が全額市のほうの負担になるということで、15歳以下ですと622万ですとか、18歳以下ですと869万という市の負担がこのように増えますという表になります。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 そうしますと、市の負担額というのは、何千万もかかるというような額ではないんですけども、こういう子育て支援で子どもの均等割を軽減しようというような動きは、もう前からほかの市町でも出ていたと思いますけれども、豊明市では、このくらいの金額でも支援をして、子育て支援のために使おうというような、そういう検討はなされなかったということでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） この市独自で対象者を増やして軽減した部分につきましては、法定外の市独自の繰入額という形になりますので、もし増えた分を一般会計からの繰入れで対応しようとする、その部分は全額赤字繰入れという扱いになります。今、赤字繰入れを減らしていかないといけないというときに赤字繰入れを増やすということはやっとできないかなというふうに考えました。

じゃ、繰入れに頼らず保険税で賄うかという形になりますと、その分、ただでさえ、今、保険税率を上げていっている状況で、この分をさらに余分に集めるための税率を上げないといけないという形になっていきますので、今回については、法定どおりの未就学児というふうに判断をいたしました。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 現在の国保の加入者と、数年でいいんですけども、多分減ってると思うんですけども、その減り具合というか、それが分かればお願いいたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 被保険者数、加入者数の状況ということですが、例えば平成30年度では、年度平均で1万4,000人ほどの加入者がおりました。それが元年度には1万3,000人になり、令和2年度では1万2,700人ということで、年々減ってきております。今現在、1月末ぐらいですかね、1万3,000は切った人数しかいませんので、1万2,000…。ちょっとごめんなさい。数字がちょっとはっきり分かりませんが、1万二、三百人というふうな状況で、令和3年度、今現在、年々減ってきている状況はあります。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤善人委員。

○近藤善人委員 今、1万……。

（1万2,000……の声あり）

（1万二、三千やねの声あり）

（1万2,000、二、三百人ぐらいですの声あり）

○近藤善人委員 1万2,000、二、三百人ぐらい。

（ちょっとごめんなさい、はっきりした数字を覚えていなくて申し訳ないですけどの声あり）

○近藤善人委員 大丈夫です。大分減ってるなということが分かれば。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 善人委員。

○近藤善人委員 30年から元年に1,000人も減ってるんですけど、これ、原因が分かれば、何かあったのでしょうか、お願いします。分からなければいいです。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁できますか。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） はっきりした原因がこれですというのは分からないですけど、自分が感じている中でお話しさせていただきますと、やはり定年が延びてきて、働く方が増えてきた、お勤めを継続される方が増えてきて、今まででしたら60で退職して国保に移る、あるいは2年間の任意継続した後に国保に入ってくるという方々が、まだ継続して社会保険のほうに加入してらっしゃるといふことがあるかと思えます。

あと、後期高齢者医療……。ごめんなさい、こちらはいいですね。

すみません、以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今の全体の流れの中で、加入者数は減ってるよということで、2割、5割、7割軽減の割合というのも、大体半分ぐらいはそういう方たちというのを前に決算とかでもお聞きしたんですが、その割合というのも同様に、年々軽減対象者数は逆に上がっているという理解でよろしいですか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 被保険者数は減ってきてはいるんですけども、ふじえ委員のおっしゃるとおり、低所得の方の割合は増えているというふうに感じております。軽減の対象者も割合としては増えているというふうになると思えます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほどの子どもの均等割の軽減の関係なんですけれども、これは県下の他市の状況とか、そういったようなことは調べられましたでしょうか。もし分かれば教えてください。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 子どもの均等割の軽減につきましては、この制度を導入

する前、もともと市独自で軽減していた市もございます。それらの市の中でも続けてやる、つまり18歳以下まで対象としますというところもありますし、法定どおり、それ以外のところでは法定どおりというところがほとんどです。新たに今まで市独自で軽減していたところに国の法律が変わって支援が受けるので、今まで導入していた軽減をさらに拡大するという市も2市、聞いてはおります。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 反対の立場で討論いたします。

未就学児だけとはいえ、均等割が2分の1になるというのは大変いいことだと思います。この背景には、子育て支援の観点で国も必要性を感じて恐らく始めたのではないかなと思いますし、それから、今お話がありましたように、以前から他市では行われているところもあるということで、豊明が子育て支援についてどういう考えを持つかということの現れかなというふうに思います。

子育て支援に豊明は力を入れてると言っているのもっと早い時期にやるべきだったと思いますし、それから、今回も国で財源が補償される分だけではなくて、市独自にやるという発想がなかったというのが、非常に私は残念だなというふうに思っております。

それから、毎年のように国保税、あるいは限度額が引き上げられているわけですがけれども、先ほど資料の提出がありませんでしたけれども、市民はみんな何らかの健康保険に入っておるわけですね。その市民の中で大きな格差があってはいけないというふうに私は思います。

それが、これは以前に担当課から頂いた資料ですけども、数年前に厚労省が発表した資料では、国保と協会けんぽと組合健保、共済、比べた場合、所得に対する割合が国保は10.2です。協会けんぽは7.5、ほぼ7割、それから組合健保は5.9、共済も5.9ということで、半分までは行きませんが、共済、健保、つまり市の職員は、国保に比べると半分をやや超える程度の水準で医療サービスを受けているという状況です。

そういうふうで、非常にほかの健保と比べて、国保が非常に高いわけですので、これは市として、一保険者としてきちんと考えるべきことではないかなと。県の指導どおりということではなくて、市独自のお考えでやっていくのが地方自治ですので、考えるべきだと

いうふうに思います。国保税の負担はもっと下げて、そして、均等割の軽減策についてはもっと拡大をするということを求めて、今回の案には賛成できないということで反対討論といたします。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 詳しくは本会議で討論いたしますけども、料金改正で、いわゆる値上げとなる部分が多い改正です。金額を上げずに国保が維持できれば改正しなくても済むんですけども、市民負担が増える部分がある改正ですので、心から賛成というわけではなくて、反対はできないなという部分の賛成です。

事業費や納付金を払うために国保税を徴収して、何年か前ですか、10年計画で国保の赤字解消、一財からの、一般会計からの繰入れをやめるという方向になりました。当時か、先ほども答弁ありましたけども、赤字補填をすると国の補助金が減らされるとも聞いております。豊明市の今の人口構図を見て、高齢化が進んでいて、一財を投入し続けるには限界があると。低所得者層の均等割の軽減もあって、国民皆保険、国民保険制度を維持させるということは絶対しないといけないと思います。そのような観点から、致し方ないということで賛成といたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 議案第17号について、反対の立場で討論いたします。

県で単一化になったこういった流れの説明はあったんですけども、やはり先ほど質疑でもちょっと触れたんですけども、収入の少ない方の側の立場に立つと、実際の入ってくる分が上がる見込みがない中での、こうしたじわじわと上がっていくこと、国保税だけじゃないんですけども、やっぱりそういったことには、こういった流れには反対、以前からしてるんですけども、今回もこの値上げについては反対です。

子どもの均等割については、半歩進んだかなというふうで評価したいと思いますが、全体としての国保税値上げにつながるこの議案については反対といたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

服部副委員長。

○服部龍一委員 賛成の立場で討論いたします。

先ほどからの説明もありましたけれども、県からの標準保険料率が上がっていること等、国民健康保険税の適正化ということで、やむを得ないことであると思いますので、賛成と



いたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 全面的に賛成とは言えないんですけども、加入者がどんどん減っていることと、長寿化により医療費もどんどんどんどん伸びている。市の負担もすごく大きいと思うんです。その中で、子育て世帯とか低所得世帯の軽減により、その人たちは助かっていると。そのシステムを維持していく中では、この値上げもしようがないかなということ賛成です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第17号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 賛成多数であります。よって、議案第17号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第18号 豊明市老人憩いの家条例の一部改正についてと、議案第19号 財産の無償譲渡について（館小規模老人憩いの家）から議案第26号 財産の無償譲渡について（横井小規模老人憩いの家）は関連がありますので、一括議題といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議ありませんので、議案第18号から議案第26号までの9議案を一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとで行います。

議案第18号から議案第26号までの9議案について、理事者の説明を求めます。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） それでは、議案第18号のほうから御説明をいたします。

豊明市老人憩いの家条例の一部改正について御説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、市内の老人憩いの家について地域の意向を確認の上、集会所として地域への譲渡または不要施設の解体を行うことから、一部施設を廃止する必要があるからでございます。

それでは、内容を御説明いたしますので、1枚おめくりください。

条例の別表に列記します小規模憩いの家のうち、館、唐竹、西川、三崎、桶狭間、阿野、

中島、吉池団地、大久伝、前後、錦、内山、坂部、荒井、八ッ屋及び横井の計16の小規模憩いの家の項を削除いたします。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行いたします。

続きまして、財産の無償譲渡のほうの説明をさせていただきます。

議案の19号から26号でございます。

これらの案を提出いたしますのは、各議案の市内老人憩いの家について、集会所等の建物として地域に無償譲渡するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるからでございます。それぞれ令和4年4月1日付で認可地縁団体へ無償譲渡をいたします。

それでは、各議案ごとに対象の老人憩いの家について御説明をいたします。

まず、議案第19号をお願いいたします。館小規模老人憩いの家です。

無償譲渡する建物の所在地は、豊明市栄町西大根30番地276。無償譲渡する建物の概要は、構造、木造平家建て。延べ床面積、92.74平方メートル。建築年、昭和50年。無償譲渡の相手方は、豊明市栄町南館166番地1、館区代表者、大田康男でございます。

続きまして、議案第20号は、桶狭間小規模老人憩いの家でございます。

無償譲渡する建物の所在地は、豊明市栄町山ノ神22番地7。無償譲渡する建物の概要は、構造、鉄骨造平家建て。延べ床面積、92.74平方メートル。建築年、昭和53年。無償譲渡の相手方は、豊明市栄町南館3番地339、桶狭間区代表、森川伸之でございます。

続きまして、議案第21号は、阿野小規模老人憩いの家です。

無償譲渡する建物の所在地は、豊明市阿野町林ノ内14番地5。無償譲渡する建物の概要は、構造、鉄骨造平家建て。延べ床面積、92.74平方メートル。建築年、昭和53年。無償譲渡の相手方は、豊明市阿野町稲葉71番地1、阿野区代表、神谷 隆でございます。

続きまして、議案第22号は、吉池団地小規模老人憩いの家です。

無償譲渡する建物の所在地は、豊明市新田町広長23番地28。無償譲渡する建物の概要は、構造、鉄骨造平家建て。延べ床面積、92.74平方メートル。建築年、昭和55年。無償譲渡の相手方は、豊明市新田町広長23番地28、吉池団地町内会代表、大橋敏雄でございます。

続きまして、議案第23号は、大久伝小規模憩いの家です。

無償譲渡する建物の所在地は、豊明市大久伝町南19番地7。無償譲渡する建物の概要は、構造、鉄骨造平家建て。延べ床面積、92.74平方メートル。建築年、昭和57年。無償譲渡の相手方は、豊明市大久伝町南19番地7、大久伝町内会代表者、中村孝博でございます。

続きまして、議案第24号は、坂部小規模老人憩いの家でございます。

譲渡する建物の所在地は、豊明市前後町鎗ヶ名1867番地。無償譲渡する建物の概要は、

構造、鉄骨造平家建て。延べ床面積、93.57平方メートル。建築年、昭和62年。無償譲渡の相手方は、豊明市前後町鎗ヶ名1867番地、坂部区代表、加藤忠弘でございます。

続きまして、議案第25号は、荒井小規模老人憩いの家です。

無償譲渡する建物の所在地は、豊明市沓掛町荒井8番地4。無償譲渡する建物の概要は、構造、鉄骨造平家建て。延べ床面積、92.74平方メートル。建築年、平成2年。無償譲渡の相手方は、豊明市沓掛町荒井8番地4、荒井町内会代表者、宇佐美 学でございます。

続きまして、議案第26号は、横井小規模老人憩いの家です。

無償譲渡する建物の所在地は、豊明市西川町横井4番地15。無償譲渡する建物の概要は、構造、鉄骨造平家建て。延べ床面積、92.74平方メートル。建築年、平成5年。無償譲渡する相手方は、豊明市西川町横井4番地15、二村台2区代表者、岩瀬 豊でございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 これ、老人憩いの家なんです。改築、改修、改善をして、各地縁団体が引き継いで利用されると思いますけども、この建物自体の耐用年数というのは、あとどれぐらいあるのか、分かればお願いいたします。ざっくりで結構です、大体。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） いずれの老人憩いの家も軽量鉄骨造、または木造でございます。平成28年の長寿命化計画のところで示されております耐用年数、目安になりますが、耐用年数としては30年から50年というところ。平均すると40年というような形のものになっております。一番古いところでは、昭和50年に建っているものでは、既にもう47年、実はたっておるというところ。それから、最も新しいところでは、ちょっと今回の部分とは限りませんが、全体の中で一番新しいところとしましては、平成5年ぐらいでございますので、29年ほどたっているという形になるかと思っておりますので、差引きしたところが残存の年数かというふうに解釈しております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 解体するほうなんですけど、唐竹とか、ずっとありますけど、これって

解体する順番というのは決まってるのでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 今、一度に全部というふうにはできませんので、来年度の予算で順に地元の意向を聞きながら、これから日程のほうは詰めていくという形になります。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤善人委員。

○近藤善人委員 じゃ、令和4年度中には全部壊れるという。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） その予定で予算づけを公共施設管理課のほうでしております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 譲渡のほうですけども、地縁団体への譲渡と聞いております。地縁団体といっても各区と各町内会がほとんどお金なんかを出すんですけども、これ、役員さんが単年度で入れ替わってしまうケースも多くて、区長さんなんか代わるときに、今までこの事業をこういうことですよという説明をされておりましたか。

実は、うちの地域でも地縁団体に譲渡すると言われても、現実的には役員さんが代わってしまって、これはどういうことだということが発生しましたので、ちょっとお伺いいたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） まず最初に、5年前に譲渡をしますという形の決定をした際には、かなり綿密に御説明はさせていただいているという形になっております。毎年、都度、区長会等では議題として上げさせていただいているというところで、最初の段階では、毎年引き継いでいただくような形のお話はしておるかと思っておりますので、そういったところの部分で引き継いでいるものというふうに私どもは解釈をしております。

あと、都度、いろんなことがあるたびに私どものほうには御相談をいただいているというのが、かなり実は来ておりましたので、その辺りで周知のほうはという形にはなるかと思っておりますが、基本的には、地元さんのほうで引き継いでいただくような形のお願いを

してるといふ形になっております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 ちょっと細かいことなんですけど、坂部だけ平米数が違うんですけど、これ、何か原因があったのかということと、建物には固定資産税がかかると思うんですけど、これって譲渡することによって、譲渡されたほうが固定資産税を払うようになるのか、もともとかからないのか、どのようになっているのでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） まず、坂部の老人憩いの家の件でございますが、隣に別の施設が建ってまして、そこと接続をしておりますので、その部分の面積の取り方で面積がここだけ違うという形になっております。

あと、固定資産税の関係でございますが、基本的に、今はもちろんかかっていない形になっております。譲渡した先の部分でも、公共的に使うようなものであって、料金が法外に、例えば料金を取るとかということがなければ、基本的には減免の対象になるかと思っておりますので、その辺りについては周知をしております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 解体する場合に関してですけれども、先ほど5年前に説明して、区長会でも説明とかというようなことでしたけれども、往々にして、区長会で説明したことが地元伝わってなかったりとかというようなことがよくあるわけですし、典型的な例でいうと、生ごみ堆肥化なんかは、区長会で確認を取って中止したのに地元から不満がいっぱい、何でやめるのかというような意見がいっぱい出たというようなことがあります。そういったことがありますので、地元の確認というのは具体的にどういうふうにされたんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） まず、御説明した段階でいろいろ御相談を受けてることが1つ、それから、あと、実際に地元さんのほうの意思については、確約書みたいなものを提出をいただいているという形になっております。一番遅いところで令和2年ぐらいになったところもありますけれども、そういった形の確約を一応取らせていただいて、

地域のほうの同意を取ったという形のものの確認をさせていただいてるということでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 参考資料の一覧で、最初の改正前は26、ずらっと並んでいて、改正後は残り10残ってるという形です。先ほど御説明もありましたかね、16か所を廃止をするという今回の条例だと思います。その中で、後の議案第19号以下8つの譲渡の議案が出てきているんですが、残りの部分、先ほど令和4年4月1日時点で無償譲渡が間に合わない老人憩いの家ですね。これのもう一度、確認の数と年度初めに間に合わなくなった理由をお願いします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） では、まず、遅れることになりましたところが10か所ございます。これは、市内の老人憩いの家の中の市街化調整区域に建っておるところでございます。遅れる内容としましては、当初、いわゆる都市計画法上の申請のようなものについては、憩いの家を設置する段階では、市街化調整区域であっても適用免除という形になりますので、特に申請をしているわけではないんですが、実際に地域であっても民間にはなるかと思しますので、そちらのほうに譲渡する場合については、都市計画法上の用途変更の手続をしなければいけないということが、改めて確認をしたところ、そういう見解が出てきたことになりますので、これにつきましては、結構、手間が実はかかることではございますので、4月に譲渡するということがなかなか難しいという状況になったということで、来年度中の譲渡を目指して、これから手続をするという形で、今回の4月1日の譲渡には外してあるということでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今、都市計画法上の用途変更が必要ということが、必要であるということが分かったとおっしゃったんですけど、これは本来は初めから分かっているべきことかなというふうに感じたんですが、その辺はどんなふうなんですか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 想定としましては、必要であるかどうかというところについては、恐らく必要がないだろうという想定で実は来ているというところであって、そ

のようなイメージで実は進めてきたところがあります。改めて、もう一度間違いないかということで確認をさせていただいたというところで、そういう見解であったというところでもありますので、今回はそのような形になったということでもあります。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 地域によっては、地縁団体組織を立ち上げて、回覧も回し、この4月1日から市から無償譲渡されますよという地域の回覧が回っているところもあるんですが、今回の議案第19号以下の8つの中に上がってないところであるんですが、正規の手続上では利用はできるのかどうかという、できると思うんですけども、正式な、そういう財産目録に入ってくる年月日だとかというのがずれてくることは問題ないんですかね。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁できますか。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 地域のほうにその都度、御説明に直接上がっている形で、実はこういうようなことがあって、少し遅れることになってしまって申し訳ないというところでお話をさせていただいた上で、特にその辺りの御指摘のほうといいますか、問題点というのは出てきていなかったということでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 残りの手間がかかる部分というのは、どんなスケジュールで、いつ頃までにというめど、年度当初にすぐとんとんとと手続が終わるよというようなイメージなのか、秋までかかるとか、どのぐらいのスケジュール感を持っていらっしゃいますか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） なかなか都市計画法上の手続というのは、実は難儀というか、面倒な部分ではあるかと思っております。その上で、特に接道が、例えばないような大きな土地に建てるようなところは、例えば分筆をしないとイケないとか、そういったちょっといろんなことが起きてまいりますので、いつというふうに、なかなかスムーズに進まない場合もやはりあるかと思っております。何とか年度内には片をつけるような、片をつけると言ってはいけませんけれども、何とか整理するような形で進めていければというふうに思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ここで、会議の途中でありますけれども、10分間の休憩といたします。

午前10時59分休憩

午前11時9分再開

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

質疑は大分出尽くしたようですが、ほかにございますか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 継続して建物を譲渡されたほうは、当然維持費がかかってくると思うんですけども、この維持費について、市からの補助とかは出るのでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 維持費、通常の、今まで光熱水費みたいな部分については、地域のほうに管理委託をしてるところで、そこに含めた形で、まず市のほうが負担しておったということですが、そちらのほうについては、基本的には、地域のほうで負担をいただくということは最初からお話をしているということです。

修繕とかという部分については、基本的には地域のほうでお願いするような形になりますけれども、今、集会所等の補助金というのが、修繕のほうで、名前はちょっと今すぐ出てきませんが、ありますが、そちらのほうが一応2分の1補助、200万円の限度額という形でございますので、そちらのほうの制度を活用していただくということで修繕の対応をしていただくという形で考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤善人委員。

○近藤善人委員 維持費については、電気、ガス、水道については、補助はないという理解で。今後、譲渡されたほう。

（そういうことです。光熱水費等で今補助をしていた部分については補助はないですということですので声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今、修繕が2分の1補助で200万円が上限ということでしたけれども、これ、かなり古いのもありますし、これから、それこそ大規模修繕だとか、あるいは場合によっては建て替えとかというのが出てくるんですけども、そういう場合の補助はどうなってるのでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。



浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 今の当初から説明をさせていただいているところでは、そちらについて、建て替え等については地域のほうに譲渡するものですから、そちらについては、費用のほうの負担は市のほうではないという形のお話をさせていただいてるところではあります。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 大規模改修で相当お金のかかるような場合もあり得るかと思うんですけども、そういう場合でもこの修繕の200万上限で、それ以上の制度は考えてないということでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 大規模修繕という場合であれば、ごめんなさい。先ほどのちょっと訂正になってしまいますが、大規模修繕という部分であれば、先ほどの市民協働課のほうで、集会所のもので対応ができるかと思いますが、どうしても上限のほうが決められているというところと、あと、2分の1という形にはなってまいります。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにござい……。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 要は、幾らまで補助がしてもらえるのかということですけども。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 200万円という限度額を聞いております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 今、大規模の場合はちょっと違うというようなニュアンスで答弁を理解したんですけども、たしか集会所の場合でも、大規模だったか建て替えだったかで、もっと大きな金額の上限のものがあつたような気がするんですけども、それを適用するんならその金額になるかなと思うんですけど。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） すみません、まず、先ほどの修繕と建て替えという話があつたので、ちょっと建て替えも含めて、今、ないという話をしてしまいましたけれども、一応集会所等の改修補助金のようなものについては200万円、それから、2分の1の補助と

いう形のもので聞いております。ちょっとそれ以外のものについては、私、今把握をしていないのですけれども。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤正弘君） ちょっと補足でございますが、現状で集会所補助金とか、こういった既存の制度のほうは十分活用していただくということで、それを前提にさせていただきます。

それと、この譲渡をお認めいただいたら、それぞれ認可地縁団体との契約行為が次にあります。その契約の中で、この先のことについては譲渡後、この施設に対して何の協議もないかという、そういうことではなく、双方の協議は都度都度していけるということにさせていただき予定しております。それは何かと申し上げますと、5年前の検討の段階でも、今現在と状況が変わってくるようなことというのは時と共に生じてきますので、つまり予測し得ない事案があり得るだろうということは、今後も起こるだろうということも想定をしないといけないだろうということはあるので、そういう部分については、協議をしながら詰めていくという前提での、地元での集会所の運営ということにしていきたいというふうに考えておりますので、この先、何らか、今現在、譲渡の段階で予測し得ないことが発生した場合においては、そのことについてはしっかり協議に乗っていきたいと、このように考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 あれ、ちょっと僕の認識が違ったかもしれません。解体する場合はいいんですけども、譲渡する場合、今後、譲渡を受けた場合は、今後、各地縁団体で全てを維持管理すると。解体費用も含めてという話を今までそう理解していたんですけども、例えば、譲渡を受けた後、そこが老人憩いの家ではなく集会所として利用するという、変更された場合、これ、今みたいな大規模改修とかいう制度が適用されるのかどうかというのをちょっとお伺いしたんですが。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 基本的には、三浦委員がおっしゃるとおり、地域のほうでまず維持管理をしていっていただくという形には間違いありません。それから、あと、それは老人憩いの家ではなくて、我々は集会所として使っていただくような用途でお渡しする形になりますので、そちらについては、ほかの集会所、公民館と同様な扱いができるという形になりますので、集会所等の改修補助金みたいなものについては適用ができるということの解釈でよろしいかと思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ということなので、集会所を適用した場合にどうなるかということは、この件に関して、地元によく説明をしてなきゃいけないことだと思うんですけど、それはどういう説明をされたかということをお聞きしたいんですけど。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 当初に御説明をさせていただいてるときには、その辺りについては十分に御説明はしておるものと私もちょっと認識はしておったんですけども、再度、この辺りについては、これからまた譲渡を進めてまいりますので、その辺りについては再度確認をしながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 もう一点、解体の場合、代替え、今まで相当老人憩いの家というのは利用されてきたというようなふうに聞いておりますので、なくなるということになると、代わるものがないといけないわけですけども、そういったことは、今回この8つの解体を決めようとしている老人憩いの家について、それぞれ何があるかということは確認されましたでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 最初に譲渡なり解体なりをするところで、一応その辺りをお示しはしているところであるかと思えます。もともとは、地域の中の地域資源の中でやっていただくような形になるかと思えますので、今解体するところとしては、代替施設というのはおおまかには区の単位、それから、あと、公の文化会館、図書館、そういったところもちろんありますけれども、そういったところについて代替施設があるというような認識の下、解体するという判断をいただいているというふうに考えておりますので、そのような形の代替施設としては何らかあるという形で、活動もそちらのほうに移していただく。既にもう移していただいているところもございますのでということが、この内容についての回答でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は、挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 ちょっと賛成しようか反対しようか、ちょっと迷うところなんですけれども、反対まではしない賛成ということで収めさせていただこうかなと思いますけれども、やっぱり地元への、これがなくなった場合の後の改修とか、大規模改修とか建て替えとか、そういう場合にどうなるかというようなのは、今後協議していくという曖昧なことではなくて、はっきりしておかないと、実際に今の集会所の補助制度でも途中で変わってきていることで、はざまに落ち込んだような地域もあるわけですよ。そういうことが生じてくるので、その点ははっきりしておいていただかないと困るかなということを思います。

代替えの施設があるかどうかということも、こういうことを進めていくんだったら、それぞれの、例えば、館とか桶狭間とか阿野とか吉池とかいろいろありますけど、失礼しました。唐竹、西川、三崎、中島、前後、錦、内山、八ッ屋、解体するものについては、それぞれについて、例えば、内山なら内山は何があって、だから大丈夫だとか、そういったことをきちんと1つずつ確認をしておくべきだと思うんですよ。地域で考えているんじゃないかというようなニュアンスの答弁としか受け取れませんでしたので、そういうことをもっときちっとやっとならしていただきたいというふうに思います。

ということ強く要望して、限りなく反対に近い賛成ということで。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ごとう委員に確認をさせていただきますが、議案第18号から議案第26までの9議案を一括議題としておる中での賛成討論ということよろしいですか。

○ごとう 学委員 はい。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 同じく議案第18号から議案第26号まで、賛成の立場で討論いたしますが、質疑の中で、都市計画法上の用途変更が必要だというのが、改めて問い合わせたらそういうことが分かったということです。もう5年前に譲渡しますよというふうに地域に話が下りているわけですので、4月1日に間に合わないというのは、ちょっといかがなものだったのかなというふうに感じました。

スケジュールもはっきりとは、今後の引継ぎの部分ははっきりとはおっしゃられない、難しいというお答えなんですけど、そのところは丁寧に進めていただきたいと思います。

あと、改修、修繕云々という話も出ました。これも、今、同じ委員の中でも受け止め方、今までの理解がちょっと統一されていないなというのを感じたんです。そういう、今後は、大規模改修とか建て替えるには地元地域でやらなきゃいけないので積立てが始まったりとか、いろんなそういう動きもあります。なので、マックス200万使える、2分の1ということも、先ほどから繰り返しになっておりますが、丁寧に地元と説明をお願いして、賛成といたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第18号について採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第19号について採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第20号について採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第21号について採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号について採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第23号について採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第24号について採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第25号について採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第26号について採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第29号 令和3年度豊明市一般会計補正予算（第13号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

近藤社会福祉課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 令和3年度豊明市一般会計補正予算書（第13号）の社会福祉課所管分につきまして御説明いたします。

歳出の主なものを御説明いたしますので、51ページ、52ページをお開きください。

52ページ最下段、3款1項1目 社会福祉総務費、福祉推進事業の減額につきましては、民生委員事務委託料の変更契約によるものです。

続きまして、55、56ページについて御説明いたします。

56ページ中ほど、3目 心身障害者福祉費、心身障害児者福祉推進事業の減額につきましては、6月に補正をお認めいただきました新型コロナウイルス感染防止対策補助金の執行残によるものです。

また、その下ほど、心身障害児者扶助事業の自立支援給付費国庫負担金等返還金854万5,000円でございますが、こちらは市内の障がい福祉サービス事業所が県から行政処分を受けたことに関連いたしまして、過去に市が受けた給付費の国庫県費分を返還するものでございます。平成28年度から30年度までの3か年分になります。

続きまして、歳入でございます。

27ページ、28ページをお開きください。

28ページ下段、福祉基金繰入金のうち1,860万2,000円は、生活困窮者生活支援事業分に該当し、国の新型コロナウイルス感染症対応の地域創生臨時交付金に振り替えたものでございます。

また、29ページ、30ページをお開きください。

下段、雑入、訓練等給付費過年度返還金は、先ほど説明させていただきました事業所からの今年度の返還金になります。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 続けてお願いします。

（それでは、保険医療課所管分について……の声あり）

（指名されてからの声あり）

（すみませんの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 失礼しました。

それでは、保険医療課所管分につきまして御説明をいたします。

歳出から御説明をいたしますので、補正予算書54ページを御覧ください。

上から2つ目、国民健康保険特別会計繰出事業で1,338万8,000円の減額です。

説明欄を御覧ください。

国保税の低所得者軽減などの影響分に対して繰り出す保険基盤安定繰出金、保険税軽減分と保険者支援分、1つ飛んで、財政安定化支援事業繰出金の増額は、本年度の繰出額の確定によるものです。職員給与費等繰出金の減額は、国民健康保険特別会計における総務費の減額分であります。

一番下、その他国民健康保険特別会計繰出金3,755万円の減額は、上記の保険基盤安定繰出金、財政安定化支援事業繰出金の増額分と国民健康保険特別会計における県支出金の増

額分の合計をこちらで減額をしております。

1 ページおめくりいただき、55ページ、56ページをお願いします。

上から3つ目、4目 福祉医療費34万7,000円の減額は、執行見込みによる不用額の減額です。

その下、5目 後期高齢者医療費で320万6,000円の減額です。

説明欄を御覧ください。

1つ目の後期高齢者医療広域連合事務費負担金と3つ目の後期高齢者医療保険基盤安定繰出金の減額は、ともに本年度の額の確定による不用額の減額です。

2つ目の後期高齢者医療事務費繰出金の減額は、後期高齢者医療特別会計における総務費一般管理費と徴収費の減額分となります。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、16ページを御覧ください。

14款1項1目 民生費国庫負担金の上から2つ目、5節 保険基盤安定負担金854万2,000円の増額と、2枚おめくりいただいて、20ページの下段、15款1項1目 民生費県負担金の6節 保険基盤安定負担金1,016万9,000円の増額は、ともに国保の基盤安定繰出金に対する国と県の負担分の確定によるものです。

その下、7節 後期高齢者医療保険基盤安定負担金121万3,000円の減額につきましても、後期高齢者医療保険基盤安定繰出金に対する県負担分の確定によるものとなります。

少し飛びまして、30ページをお願いします。

20款5項3目5節 雑入の上から2つ目、福祉医療費高額療養費還付金で2,529万1,000円の増額です。これは、市が負担した福祉医療助成費のうち、高額療養費分を保険者、または受給者本人から市へ返還いただいたもので、前年度以前の診療に係るものをこちらで受け入れます。収入が確定した分について予算化をするものでございます。

以上で保険医療課分の説明を終わります。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） それでは、健康長寿課所管分の補正予算について御説明をいたします。

歳出のほうから主なものについて御説明いたします。内容の多くは執行見込みによる不用額を減額するものでございます。

補正予算書の53ページ、54ページをお願いします。

下段、3款1項2目 老人福祉費の右ページになります。1 老人福祉事業の説明欄、最上段の高齢者報償金等の45万円の減額につきましても、執行見込みから不用額を減額をいたします。



同じく4項目めになります。介護施設等整備事業費補助金1億338万2,000円の減額は、予定しておりました地域密着型サービスの施設整備につきまして、今年度整備分につきましては中止とさせていただいたことから、計上しておりました補助額を減額するものでございます。

その下、5項目め、新型コロナウイルス感染防止対策補助金は、6月の3号の補正予算にてお認めいただきました介護事業者への補助金について不用額を減額をいたします。

めくっていただきまして、55ページ、56ページをお願いいたします。

7 介護保険特別会計繰出事業は、介護保険特別会計の執行見込みにより一般会計からの繰出金を総額で202万5,000円減額するものであります。

続きまして、歳入の御説明をいたします。

21、22ページをお願いしたいと思います。

2段目になります。15款2項2目 民生費県補助金、右ページの説明欄、2項目め、介護施設等整備事業費補助金の1億338万2,000円の減額は、歳出で御説明をいたしました介護施設整備に係る補助金の減額により、財源となる県の補助金を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） それでは、子育て支援課所管分につきまして、歳出より主なものを御説明いたします。

補正予算書の57、58ページを御覧ください。

3款2項1目 児童福祉総務費、2 児童館等管理運営事業727万1,000円の減額です。説明欄を御覧ください。

主なものは、上段より、警備委託料、指定管理料、放課後児童健全育成事業委託料は、執行の見込みにより減額するものです。

3 児童福祉事務事業7,137万2,000円の減額です。

説明欄を御覧ください。

中段になります。子育て世帯生活支援特別給付金は市独自の給付金で、2,334万円は執行の見込みにより減額するものです。

その下、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金は、児童クラブに携わる職員の賃金改善のため、149万4,000円を増額させていただくものです。児童手当費、児童扶養手当費は、執行の見込みにより減額するものです。

続きまして、61、62ページを御覧ください。

4款1項1目 保健衛生総務費、2 保健衛生事業45万4,000円の減額は、診療所交付金につきまして、執行の確定に伴い減額するものです。

2目 母子保健費、1 母子保健活動事業641万8,000円の減額です。

説明欄を御覧ください。

主なものは、上段より、母子保健嘱託医報酬、乳幼児等歯科医師報酬、下から3段目、電算関係委託料、乳児及び妊婦健診委託料は、執行の見込みにより減額するものです。

2 子育て予防接種事業132万4,000円は、予防接種委託料の執行の見込みにより減額するものです。

続いて、歳入について御説明させていただきます。

15、16ページを御覧ください。

14款1項1目 民生費国庫負担金、2 児童福祉費負担金2,516万円の減額です。これは、先ほど歳出で御説明いたしました児童扶養手当費、児童手当費を減額したためです。

14款2項3目 衛生費国庫補助金、1 衛生費補助金、説明欄を御覧ください。

上から2つ目、感染症対策特別推進事業費補助金は、ロタウイルスワクチン等のシステム改修の補助金上限設定の変更のため、57万8,000円減額しております。

続きまして、17、18ページを御覧ください。

14款4項2目 民生費国庫交付金、1 児童福祉費交付金は、52万円の減額です。

説明欄を御覧ください。

ともに子ども・子育て支援交付金は、先ほど歳出で御説明いたしました放課後児童健全育成事業委託料を減額したため、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例交付金は、歳出で計上しました補助金に10分の10充当するものです。

19ページ、20ページを御覧ください。

15款1項1目 民生費負担金、3 児童福祉費負担金375万3,000円の減額は、歳出で御説明いたしました児童手当費を減額したためです。

続きまして、21ページ、22ページを御覧ください。

15款2項2目 民生費県補助金、5 児童福祉費補助金201万4,000円の減額です。

説明欄にありますものは、放課後児童健全育成事業委託料を減額したためです。

27、28ページを御覧ください。

17款1項1目 一般寄附金、1 一般寄附金、説明欄の3つ目、児童福祉費寄附金53万円は、事業所より子育て事業のために御寄附を頂いた寄附による増額です。市独自の子育て世帯への給付金の支給事業に使わせていただきます。

18款1項4目1 福祉基金繰入金1億860万2,000円の減額のうち、9,000万円は市独自

の子育て世帯生活支援給付金事業につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方臨時交付金を振り替えるため減額をしております。

8 ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費補正、上から6段目になります。

3款2項 児童福祉事務事業785万7,000円は、共生交流プラザの工事の完了の延長に伴い、子育て支援センターの備品の購入及び既存備品の移設作業が年度内に見込めないため、また、児童手当におけるシステム改修につきまして、国の変更内容の確定が遅れるため、繰越しさせていただくものです。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 続けてください。

二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） それでは、こども保育課所管分につきまして説明をします。

初めに、歳出から説明をします。

57、58ページを御覧ください。

3款2項2目 保育園費、2 保育事業9,632万5,000円の減額です。

59、60ページの説明欄を御覧ください。

上から6段目、認可保育所等整備補助金の減額、それから、施設型・地域型保育給付費の減額は、執行見込みからの減額です。

一番下の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金363万円です。これは、市内民間保育園、こども園、地域型保育事業所等、10か所の保育士、幼稚園等の処遇改善のため、収入を3%程度、9,000円引き上げるものです。

続いて、歳入について説明をさせていただきます。

17ページ、18ページを御覧ください。

下段、14款4項2、2節 保育園費交付金3,616万6,000円の増額です。

説明欄のほうを御覧ください。

保育所等整備交付金3,253万6,000円の増額です。こちらは、国に待機児童対策として新設する認可保育所等の整備補助金に対して、補助率が2分の1から3分の2に認められていただけだからです。

1 ページめくってください。20ページのほうを御覧ください。

上段、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例交付金363万円の増は、歳出で説明しました保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金に対して、10分の10の交付になり

ます。

続きまして、健康長寿課健康推進分について説明をさせていただきます。

補正予算書61、62ページを御覧ください。

4款1項3目 健康推進費、1 健康推進活動事業754万2,000円の減額です。

説明欄のほうを御覧ください。

各種診断等業務の減額は、保健師1名分が雇用できなかったためです。

その下、4段下の風しん抗体検査・予防接種委託料は、執行見込みからの減額です。

歳入について説明をさせていただきます。

予算書13、14ページを御覧ください。

13款1項3 衛生使用料、1 保健衛生使用料、休日診療所使用料1,200万円の減額です。

これは、当初見込みより患者数が少ないためです。

15ページ、16ページを御覧ください。

下段、14款2項3、1 衛生費補助金231万6,000円の減額になります。風しん対策事業費等補助金は、先ほど歳出で説明したとおり、見込みからの減額に伴うものです。

27、28ページを御覧ください。

上段、17款1項、一般寄附金、2行目、衛生費寄附金、こちらは6,155万9,000円は、市民の皆様や事業所様より、新型コロナウイルス感染予防対策等に寄せられたものです。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いをいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 54、55ページ、老人福祉費、老人福祉事業の介護施設等整備事業1億338万2,000円、これは県からの補助金を活用して建設する予定だった老人福祉建設が延期になって、丸々返したという金額もありますけども、これ、県に返還するわけですが、県のほうから何か指摘なんかはございましたか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） これは、内示の段階でお断りをしておりますので、今回、県から特に返還というか、もともともらっていないような形になっておりますので、特にそれについて何かということはございません。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 同じところで、この施設というのはどういう施設かということと、それから、市のほうで整備計画がたしかあったと思うんですが、そういうところへの影響はないのかなのか、その辺について御説明をお願いします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） まず、この施設でございますけれども、令和元年度にプロポーザルのほうで選定をしている事業所でございます。一応、建築の計画といたしますか、については、阿野地内に整備をする予定であったというところであります。

施設の内容としましては、認知症の対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム、その機能と、あと、小規模多機能型居宅介護というもの、それから、あと、定期巡回型随時対応型訪問看護・介護というものの施設になっております。

以上です。

（すいませんの声あり）

○健康長寿課長（浅井俊一君） ごめんなさい。もう一つ、あと、7期の計画のほうで、整備計画の中で、1つの項目として上がっているものでありましたけれども、こちらのほうが取下げという形になっていきますので、7期の段階での計画については、その分は満たされなかったという形になるかと思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 予算書の58ページの真ん中の辺り、児童福祉事務事業の子育て世帯生活支援特別給付金2,334万円の減、市単独分の執行見込みということでしたが、かなり大きな金額なんです、この減の理由をお願いします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 大きな1つの原因としましては、その他世帯の、いわゆる高校生も含めた形の非課税世帯だとか、家計急変のところの数字の予算計上なんですけれども、もともと国が示した令和2年2月の児童手当の支給対象者より係数がございまして、その係数を算出しますと1,179人で計上しておりましたが、その部分の実績については乖離があったと思っております。これは、全国的に見てもこの数字が大きかったというところで、国のほうは、今年度中に返還を求めることも事務手続上に来ております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 55、56ページの中段、自立支援給付費国庫負担金等返還金854万4,000円、市内の障がい者施設が監査等によって返還されたと、過去の3年間を含めて返還されたというのを聞いて、ちょっとあれっと思ったんですけど、事業所名までは求めませんが、どういう理由で、何を返還しなければならなかったかの説明ができればお願いいたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） こちらの自立支援給付費国庫負担金等返還金につきましては、令和2年の1月に市内の障がい者福祉サービス事業所が県から行政処分の決定を受けたことによるものです。事態の発生につきましては、平成28年7月から令和元年の7月にかけて発生していたということで、豊明市を含む7市1町の総額が2,300万円程度が県のほうから人員基準違反と人員欠如に関する不正請求等で処分をされております。給付費の内容につきましては、障害児扶助事業の中の訓練等給付費に豊明市については該当いたします。

豊明市の事業所からの返還につきましては、1,200万円程度が該当いたしまして、それに関しまして、40%加算で事業所から返還される形となっております。返還計画のほうにつきましては、事業所との協議で5か年、60回にわたりまして返還いただくこととしております。この事業に関しましては、国2分の1、県4分の1の補助になっておりますので、その分に関しまして、3か年間補助を受けていた額を今年度末で一括で国、県に関して返還するものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 今、人員の基準違反の、ちょっとあまり聞きたくないような不正請求という言葉が出たので、しっかりその対象事業所には、今後、返還を市が求めるわけですか。お金の流れをちょっと教えてください、返還金の。お願いします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 障がい福祉サービス事業所につきましては、指定ですとか監査に関しましては、県のほうが指導する立場になります。給付に関しましては、市のほうが直接事業所に対して返還を求めるということで、40%加算に関しましても、市が加算をつけることができるという、できる規定になっております。

事業所の実際、人員基準違反ということですが、事業所に対しても市のほうからもヒアリングを行っておりまして、制度上の誤認があったというような説明を聞いてお

ります。実際、サービスの提供に関しましては、個別のいろんな支援計画の中のモニタリングというのがありますが、そちらのほうでも適切なサービスがされているというのを日頃報告を受けておりましたので、特に実際、障がい者の方に影響が及んでいるというところはございません。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 58ページの真ん中辺りの放課後児童支援員等の処遇改善の特例事業費補助金ですけれども、3%分を上乗せするということだと思いますが、これは……。失礼しました。これと、それから、次の60ページの上の表の下のほうの保育士・幼稚園教諭等の処遇改善のところですね。聞きたいのはこちらのほうでした。こちらのほうで、これまで民間の保育園の保育士は、市職員並みの給与が保障されているというふうに委員会で答弁を受けてきておったんですけど、今回、これが出てくるというのは、正職員と格差があるということなのかどうかということと、対象、正職員なのか臨時職員だけなのか、その点についても説明をお願いします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） 今回の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金の目的は、国の方針において、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育士・幼稚園教諭や放課後児童支援員の処遇について改善しようというものでございます。

先ほど言った、まず対象者のほうですが、特定教育保育施設、特定地域型保育事業所の職員、正規とか会計年度とか、それから、保育士さんとかだけではなく、そこで働いてる職員さんたちが対象になります。どなたに賃上げを、これを補助を使うかというのは、その施設ごとで判断になります。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 すいません。そうしますと、これ、そういった、いわゆるエッセンシャルワーカーの人たちの給与水準が低いから、それを幾らかでも上げるためにというようなことが言われておったんですけど、それとはこれは違うという、コロナで大変な思いをしてるから、そのことに対する支援といいますか、そういう、ちょっと性格が違うんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） 今、委員のおっしゃったとおり、まず今回は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化の対応が重なる方ということになります。そこが目的になっております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 今のところ、計算方法なんかがあったらちょっと教えていただきたいんですけども、どのように、どれぐらい増えるのかというのを、ちょっと誰がもらえて、誰がもらえないのかということが多分聞かれたらちょっと答えられませんので、よろしく願いします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） 保育士・幼稚園教諭処遇改善臨時特例のほうの積算のほうですが、申し訳ないです。積算は、月の平均、初日の利用人数の見込み掛ける基準額があります。それは施設ごと、年齢ごとに違いますので、その人数と基準額を掛けて、2月、3月分ですので、2か月分を掛けたもので、それを施設ごとに出して、合計したものが363万円というふうになります。

職員さんですが、職員につきましては、これから計画書を出していただきますので、各施設が保育士だけなのか調理員も含むのか、そこはこれから事業所が提出することになっております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（ちょっといいですか、今のところの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと書き切れなかったもので、最後の部分、職員だけなのか、臨時職員も含むか、何と言ったんですか、ちょっとすみません。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） 職員、保育士さんだけなのか、それから、臨時職員さん、会計年度さんも含むのか、それから、調理員さんたちも含むかは、各施設ごとに決めることができますので、これから計画書を出していただきますので、市のほうでこの方たちということとはございません。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤善人委員。



○近藤善人委員 58ページの保育人件費2,850万円が見込みの減ってお聞きしたんですけども、この原因をお願いいたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） 今回の人件費につきましては、執行見込みからの減で、何人減になったからではなくて、今の状況からの執行見込みからの減額というふうに確認しております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 同じく58ページの下の保育事業の中の賄材料費の350万円減、これ、コロナの影響もあるかと思うんですが、登園自粛だとか休園などによって、急に保育園の給食の材料が急に余ってしまうかと思うんですが、そういった分はどのようなふうに対応を取られたんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） 登園自粛につきましては、まだお子様たちがたくさんお見えになっていますので、給食はそのまま作っているという状況です。ただ、登園自粛でもクラスによっては人数がぐっと減ったりというところもありますので、キャンセルできるものは全てキャンセルをしています。それ以外のもの、保存が利いてるものにつきましては、献立の、例えば、本当は豆腐しか入れないおみそ汁を作るところにホウレンソウを入れてというふうに、食材を献立の食材を変えて利用をしております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 62ページの下のほうの風疹の抗体検査・予防接種委託料ですけれども、450万の減になっていますけれども、風疹の予防接種の受診率がなかなか上がらないというふうに聞いておりますけれども、豊明の状況、今は受診率が何%ぐらいなのか、それから、今年度、減が出てきたということは、予想していたよりも予防接種の接種を希望する人が少なかったのかどうなのか、その辺をお願いします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） 風疹の抗体検査は、豊明市の、今まで、元年度から実地してありますが、こちらから対象者から見ると、約30%の方が抗体検査を実施しております。その後、予防接種が必要という方は約85%、その中の検査をした結果、予防接種が必要という方は、そのうち85%ぐらいの方が実施しております。

今年度減額したのは、当初予定では1,000人ぐらいを見込んでましたが、約、それが半数ぐらいになるということで減額をしています。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ちょっと確認です。抗体検査は30%というのは、受けた人が30%なのか、抗体がもうある人が30%ということなのか、ちょっとその辺のところを詳しくお願いします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） 30%は受けた方です。受けた方が30%です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 62ページ、健康推進活動事業で、保健師さんが雇用できなかったってお聞きしたんですけども、事業への影響とか今後の体制は大丈夫なんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） 保健師は雇用できませんでしたが、ほかの職種、一般職の方で事務のほうをやっていたり、また10月には、チャレンジさんを採用していただいたりとして、補充ができてます。

また、来年度につきましては、今の予定としては、育児休業から復帰してくる者がいると見込んでおります。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

近藤千鶴委員。

○近藤千鶴委員 先ほどの風疹の件で、ちょっと関連でお伺いしますが、来年度予算でもこれ、上がってますけど、今までで30%ぐらいということで、この数字を見て、今後どのような周知方法を考えているのか、お願いいたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） 今は、まず4月に早々にはもちろんクーポン券を再発行します。また、年度途中にちょっと状況を見ながら、もう一度PRをするのかというところは検討はしていきたいと思ってます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 60ページの真ん中です。認可保育所等整備補助金2,020万9,000円、沓掛のけやき保育園の執行残と聞きました。まだ全て、先週末、ちょっと前を通ったところはまだ全て完成していなかったんですけども、追加工事などの心配はないですよ。確認だけで結構です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） 国に認められたものだけが今回の予算として出してますので、追加というものはございません。4月1日に開園に間に合うように、3月末には内覧会が行われる予定と聞いております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第29号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号のうち、本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第30号 令和3年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） それでは、議案第30号 令和3年度豊明市国民健康保険

特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書1ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,449万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億649万9,000円とするものでございます。

では、歳出から御説明をいたしますので、8ページ、9ページを御覧ください。

1款 総務費では、年度末までの執行見込みにより不用額を減額いたします。

1項 総務管理費で29万5,000円、2項 徴税費で78万円の減額でございます。

2款 保険給付費におきましては、一般被保険者療養給付費に不足が見込まれますことから、6,033万8,000円の増額をいたします。

1枚おめくりいただきまして、10ページ、11ページをお願いします。

3款 国民健康保険事業費納付金でございます。県交付金の増見込みにより、繰入金から県支出金へ財源振替を行うものでございます。

1枚おめくりいただき、12ページ、13ページをお願いします。

上段の4款 保健事業費で、こちらも3款と同様の財源振替を行います。

中段の5款1項1目 国民健康保険財政調整基金費では3,523万5,000円を増額いたします。これは、基金利子と前年度繰越金の一部を基金に積み立てるものです。今回の補正予算をお認めいただきますと、積立て後の基金残高は1億1,696万5,464円となります。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、4ページ、5ページを御覧ください。

上段、3款 県支出金、1項1目 保険給付費等交付金です。1節 普通交付金5,320万8,000円の増額は、歳出で説明いたしました保険給付費の増額に伴うものです。

2節 特別交付金1,231万3,000円の増額は、交付金額の増見込みによるものです。

下段、5款1項1目 一般会計繰入金です。1節 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）で、本年度の繰入額の確定により786万4,000円を増額いたします。

1枚おめくりいただき、6ページ、7ページをお願いします。

同じく一般会計繰入金の2節 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）で1,708万3,000円の増額、1つ飛んで、5節 財政安定化支援事業繰入金29万円の増額も、それぞれ本年度の繰入額の確定によるものです。

3節 職員給与費等繰入金の減額は、歳出で説明いたしました総務費の減額に伴う減額です。

6節 その他一般会計繰入金3,755万円の減額は、県支出金の特別交付金及び一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金と財政安定化支援事業繰入金の増額分をその他会計繰入金で減額したものとなります。繰入金全体としては、1,338万8,000円の減額となります。

その下、6款 繰越金4,233万7,000円は、前年度からの繰越金のうち、予算未計上分を計上するものです。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 確認なんですけども、7ページ、その他一般会計繰入金、今、1,338万8,000円ってお聞きしたんです。僕の記録には1,338万3,000円ってなってるんですけど、正確な数、金額は。

（1 ページの声あり）

○近藤善人委員 7ページ、その他一般会計繰入金。6番じゃない、全体の数字。

（全体では1,338万8,000円減額ですの声あり）

○近藤善人委員 ありがとうございます。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。もう一度。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 失礼しました。

全体での減額は、1,338万8,000円の減額となります。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） そのほか、ございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 9ページが一番下の一般保険者診療報酬給付費6,033万8,000円ですけど、かなり細かいところまで数字が出てますけど、何か積算があってこの金額になったのかなという、その辺りのことと、それから、財源欄に5,320万8,000円、国県支出金でありまして、これ、歳入のほう、5ページが一番上を見ると、普通交付金5,320万8,000円というふうにあります。この普通交付金が診療報酬給付費とどういうふうに関係してるのかということの説明をお願いします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） まず、一般被保険者療養給付費の積算につきましては、この補正予算を積算したときの最新で、11月診療分までの請求、給付費の中から、今後2月診療分まで残りを見込みまして、一旦は実は12月補正でも補正増させていただいたんですけど、それでは足りないということで、改めて上げさせていただきました。細かい数字

になりましたのは、積算のときに1円単位まで計算していたものですから、こういった細かい数字になっております。

それで、財源のほうなんですけれども、基本は給付費については、全額普通交付金で交付されるもので充てるということなんですけれども、令和2年度の精算を給付費と普通交付金を精算をしまして、一般財源の713万円分については、令和2年度を精算して、その分、普通交付金を多く頂いてた分がありましたので、その分は繰越金として令和3年度に繰り越されておりますので、そのお金をこちらの給付費に充てるということでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第30号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、まだ2議案と請願が残っておりますので、昼食のため、1時15分まで休憩いたします。

午後零時11分休憩

午後1時15分再開

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、議案第32号 令和3年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） それでは、議案第32号、令和3年度介護保険特別会計補正予算書について御説明をいたします。

1ページ目をお願いいたします。

まず初めに、3月7日に市長から本会議場でお伝えさせていただいておりますが、この

議案の提案の際、予算の号番号に誤りがございました。正誤表をお配りしておりますが、補正予算は第3号が正しいものとなります。今後、このようなことがないようにチェックを心がけてまいります。大変申し訳ございませんでした。

それでは、説明のほうに移ります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,463万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億1,996万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものから御説明をいたしますので、8ページ、9ページをお願いいたします。

中段になります。1款3項 介護認定審査会費100万円の減額は、認定審査会の委員報酬について執行見込みから不用額を減額するものでございます。

下段になります。

3款2項 一般介護予防費700万円の減額は、一般介護予防事業委託料の執行見込みから不用額を減額するものでございます。

次ページになります。10ページ、11ページをお願いいたします。

5款1項 基金積立金は、給付費等の執行見込みにより2億2,278万円を増額して、基金を積み増すものでございます。本補正予算をお認めいただきますと、基金総額は10億8,375万2,879円となります。

続きまして、歳入のほうを御説明をいたしますので、4ページ、5ページをお願いいたします。

上段の表、3款2項 国庫補助金、2目 地域支援事業交付金（介護予防事業）140万円の減額は、歳出で説明いたしました3款の地域支援事業の減額に伴う国庫負担分の減額でございます。

その下、中段の4款1項2目 地域支援事業支援交付金189万円の減額につきましては、同じく歳出の地域支援事業費の減額に伴う2号被保険者分の交付金の減額でございます。

同じく5款3項 県補助金、1目 地域支援事業交付金（介護予防事業）87万5,000円の減額は、同じく地域支援事業費の減額に伴う減額でございます。

次ページになります。6ページ、7ページをお願いいたします。

中段、7款1項 一般会計繰入金、合わせて202万5,000円の減額は、歳出の減額に伴う市負担分の減額でございます。

最下段になります。

8款1項 繰越金2億2,013万2,000円を増額は、令和2年度からの繰越額を計上したものでございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 9ページをお願いします。

真ん中の介護認定審査会委員報酬100万円減ということになっておりますけれども、今年度は、市民の方から介護認定がなかなか時間がかかって遅いというような、そういう声を聞きましたけれども、介護の審査会というのは、ちゃんと順調に開けた結果の残ということなのか、その辺のところをちょっと説明をお願いします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 確かに今、委員おっしゃるとおり、夏頃にかなり認定の需要が、需要がといたしますか、高まってまいりました。といたしますのは、認定期間の更新について延長がされたところの延長後がちょうど今年度に当たるという形になりまして、かなりたくさんの方の依頼のほうがたくさんございまして、その辺りで少し御迷惑をおかけしたというところはございます。

今の状況ですけれども、介護認定調査員のほうをまず増やしました。というところで、ある程度、今、順調に回ってきたところではありますので、その辺りは今はスムーズに進んでいくという認識でございます。

審査会につきましては、年間いっぱいまで行きますと85回か6回ぐらいになりますけれども、今年度は見込み81回ぐらいの見込みで、どうしても時期的に提案数が足りない、件数が足りない部分は先に送ってる部分はありますけれども、それ以外は順調に進んでおりますので、例年よりもどちらかというところたくさん受けてる形にはなっております。その上で不用額の減額という認識でお願いいたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第32号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。



(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長(青木 亮議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第33号 令和3年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

伊藤課長。

○保険医療課長(伊藤克代君) それでは、議案第33号 令和3年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書1ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ273万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,707万2,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたしますので、6ページ、7ページを御覧ください。

1款 総務費、1項1目 一般管理費で48万1,000円の減額、2項1目 徴収費で22万円の減額、3項1目 保健費で41万4,000円の減額です。いずれも年度末までの執行見込みより不用額を減額するものでございます。

次のページ、8ページ、9ページをお願いいたします。

2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金で161万6,000円を減額いたします。保険基盤安定繰入金の額の確定によるものです。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、4ページ、5ページを御覧ください。

2款 繰入金、1項1目 事務費繰入金で70万1,000円の減額は、歳出で御説明いたしました総務費の一般管理費と徴収費の減額に伴うものとなります。

その下、2目 保険基盤安定繰入金161万6,000円の減額につきましては、本年度の繰入額の確定によるものでございます。

4款 諸収入、3項1目 受託事業収入41万4,000円の減額は、歳出の総務費、保健費の減額に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長(青木 亮議員) 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○健康福祉委員長(青木 亮議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○健康福祉委員長(青木 亮議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第33号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長(青木 亮議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより請願の審査に入りますので、請願の関係のない職員については自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長(青木 亮議員) 御異議ありませんので、請願と関係のない職員については自席待機といたします。

(関係職員以外退席をなす)

○健康福祉委員長(青木 亮議員) それでは、請願第1号「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じるための請願を議題といたします。

請願者の三治様より請願の趣旨説明の申出がありますので、5分以内で説明をお願いします。

三治様、どうぞ。

○請願者 このたび提出させていただきました請願の趣旨につきましては、請願書にありますとおり、令和5年10月から導入予定の消費税におきます適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度は、シルバー人材センターの会員やセンター運営に多大な影響を及ぼす可能性があり、将来にわたり、私どもセンターの運営が安定的に行うことのできるような措置をお願いするものでございます。このことにつきまして、市議会の皆様方のお力添えをお願いいたしたく請願をするものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○健康福祉委員長(青木 亮議員) ありがとうございました。

本請願について、当局より状況等で説明することがあればお願いしますが。

伊藤部長。

○健康福祉部長(伊藤正弘君) シルバー人材センターでございますが、法制度にのっとりまして、就業を通じて、能力の活用、社会参加によりまして、広く御高齢の方々に生きがいを促し、地域社会の活性化に貢献をいただくことを目的とした活動でございま

す。この趣旨から、地域における様々な社会参加活動が今後も円滑に維持されることが望ましいと、このように考えております。よろしく申し上げます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 当局、あるいは請願者へ質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 このインボイスが適用されると、実際、シルバー人材センターに対しての運営にどのような影響を及ぼすのか、もう少し分かりやすく教えていただきたいと思いますが、お願いします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 三治様。

○請願者 センターと会員には、具体的な影響があるということのちょっと御説明をさせていただきますと思います。

センターでは、会員の支払う配分金に消費税が含まれておりますが、会員は、免税業者であります。センターに対してインボイスが発行できない免税業者であるため、センターがその消費税を納める納税者となります。センターはこの納税額を確保するために、発注者に対して消費税相当分の負担をお願いするために、値上げ等をお願いすることにより、継続的な発注を得られなくなる可能性があります。会員の仕事が失われることが想定されるというような状況でございます。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 そもそもこの制度が導入される背景が分かればお願いいたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 三治様。

○請願者 これは、今まで5年の9月末までに区分の請求等の保存方式で現在なされておるところでございます。それが5年の10月1日より新しく適格請求書等の保存方式に変わるということで、消費税制度がシルバー会員の皆さんの免税業者であるというようなことから、消費税のことがうたわれてきておるところでございます。

背景ということですが、消費税が19年に設立されたときに10%ということで適用されておりますけども、令和の5年から新しく変わるということになった状況であります。ちょっと詳しいことをもう少し説明させていただきたいと思いますが、事務局の相羽よりも説明させていただいてよろしいでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ただいま請願者の三治様より、相羽事務局長の発言をお認めいただきたいとの申出がございましたので、お諮りいたします。相羽事務局長の

発言を認めることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長(青木 亮議員) 御異議なしと認めます。よって、相羽事務局長は、  
請願者席の隣の席へ着席願います。

追加発言、よろしいですか。

相羽事務局長。

○相羽喜次氏 今、背景はということなのですが、これは平成29年のときに、消費税が8%から10%に上がった際にこのような制度が創設をされたということで、最終的にどの事業者が、いわゆる消費税を納めるかというのをより明確にするために、このインボイスも発行する事業者を定めたというようなことからこのような制度になってきたというふうに私は知っておりますが、そのようなことで御理解いただきたいと思います。

ただ、詳しくは私どもも、これ、国税の問題ですので、それを運用する、いわゆるそれを従う側でありますので、そのような理解はしております。

以上でございます。

○健康福祉委員長(青木 亮議員) ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 会員さんはたくさんおられます。分かっただけですけど、大体平均の年齢とか、何歳ぐらいの人が働いておられて、会員さんの平均賃金ですか、こういうのは幾らぐらいか、ざっくりでもいいんで教えていただければと思います。

○健康福祉委員長(青木 亮議員) 三治会長。

○請願者 現在、2月末の資料によりますと、会員数は360人ぐらい見えます。そのうちに常時働いている方が299人ということで、約会員の90%ぐらいが働いている状況でございます。

それで、月平均ということでございますけども、約3万5,000円から4万円ぐらいの就業手当が、配分金が渡っておるということでございます。

以上です。

○健康福祉委員長(青木 亮議員) ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと確認ですが、3万5,000円から4万円に対して税がかかるということよろしいですか。

○健康福祉委員長(青木 亮議員) 三治会長。

○請願者 そのとおりです。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 このインボイス制度をちょっと調べていきますと、今まで免税事業者だったところが課税事業者になる。登録する、しないというのは任意というふうな感じで受け取ってるんですけど、その辺は間違っていないでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 相羽事務局長。

○相羽喜次氏 免税事業者である1,000万というのは、これはインボイスが始まっても継続をされますので、これは変わっていません。ただ、インボイスを発行できる事業者というのは、いわゆる課税事業者しか発行ができませんので、今言った話でちょっと蛇足になるかもしれませんが、会員は、今は99%というより100%免税事業者です。その方たちは、いわゆるインボイスが発行できないので、いわゆる代わって誰がそれを納税をするかという、センターが納税をしなくちゃいけないというような形になるというのがこの趣旨でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 センターが発行しなければならぬ影響が、私、一番最初に質問したことでもよろしいですか。どういう影響を及ぼすのかということですか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 相羽事務局長。

○相羽喜次氏 いわゆる会員が納めない分はセンターが納めなくちゃいけないというふうな説明をしておるんですが、そのような御理解でよろしいでしょうか。

（分かりましたの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 もし1,000万円以下の場合、免税事業者でこのまま行こうと選択する団体とかもあるかと思うんですが、仮にそういうふうにした場合、今のシルバー人材センターさんがいろいろ受託してやっている、その仕事がどのぐらい影響、仕事量が、取引先が減ってしまうのかという、どのぐらいの影響が出てくるのでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 相羽事務局長。

○相羽喜次氏 具体的にどれだけ減るかというのは、私どももまだ想定はしてません。ただ、これから来年度に向けて、納税額を最終的には発注者様に御負担をいただかないと、いわゆる納税額というのは工面ができませんもので、それを発注者の側にお問い合わせをしたときに、当然のことながら、値上がるんだったらもう辞めようという方は相当数出てくるだ

ろうというふうなことは思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 あと、この請願書の請願理由の下から3行目のところで、センターの安定的な事業運営が可能となる措置を講じられるよう云々とありますが、具体的にはどういった措置を講じられようという意味合いなんでしょうか、具体的にお願いします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 相羽事務局長。

○相羽喜次氏 私ども、今、想定をされているのは、例えば、非課税事業者はインボイスを発行できないんですが、例えば今、既にこの制度の中では幾つかなの特例が存在をしております。センターの会員が就業に関わる、いわゆる消費税のインボイスを、例えばセンターが、これは税務署が発行するものなんですが、センターが肩代わりをして、例えば、発行ができるような制度を創設をしていただければ、逆に言うと、いわゆるセンターとしてはインボイスがあって、逆に言うと、仕入れ額控除ができることになるような制度になっていただけるとありがたいなど。それが、そういう特例ができるといいんではないかというふうに考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今、特例制度とおっしゃったんですけど、調べていくと、既にそういう特例制度に該当する団体さんもあるよと。そこにシルバー人材センターも特例制度に該当するようにしてほしいというのが、措置を講じられたいという理解でよろしいでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 相羽事務局長。

○相羽喜次氏 特例制度、今、シルバーの中で、例えば、うちが駄目でほかのセンターがいいということではないんです。シルバーの今の制度そのもの、いわゆる会員に対して配分金を払うという制度に対しては、今は特例がないということで、実際、今、特例の中であるのが、幾つか委員、お調べになられてるようなんです、例えば農協が、お米を作る生産者の農家から、国の指定に基づいて買い上げた場合については、農家のインボイスは農協が発行ができるという、そういう制度、これはいわゆる農協特例というような言い方をされてるようなんですが、そのような制度ができていただくと私どもはありがたいなど。

先ほど言いましたように、センターの会員に支払った配分金に対して、センターがインボイスを発行することができるような制度をできたらなというお願いが、今回のこの請願

の内容というふうを考えて出させていただきました。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 シルバーさんは日本全国、こういう団体があると思うんで、そういうほかのシルバーの状況をもし把握しておられれば、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 相羽事務局長。

○相羽喜次氏 これ、少し前になるんですが、12月末で県のシルバー連合会が調査をしました。そのときに全国で、12月末時点では、54の市町からそういう議会から国に対して意見書が出ているということは聞いております。そのうちの14市町村は愛知県内から出ております。愛知県内も割合と知多半島方面だとか、隣の大府市さんも12月で請願をされたようです。

今、私どもと同じくこの3月の議会で準備をしておりますのは、私ども豊明もお願いをしてるのと同じ管内、私どもシルバーは愛日地区みたいな、名古屋市をぐるっと囲んだ11市町あるんですが、北名古屋市と私どもは今回提案をさせてるというような準備をされると聞いております。あと、それ以外に、その後、尾張旭市と長久手市さんが準備をされるという情報だけは聞いております。今のところはそんな形です。それ以外の区域の市町は、ちょっと存じ上げておりません。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 ちょっと素朴な質問なんですけど、視点を変えて、一般のシルバーのお客さんになる側から言われると、例えば庭木を剪定してもらったと。そうすると、その料金を払いますよね。その払うときに、消費税はそこには課税されていないということですかね、今現在は。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 相羽事務局長。

○相羽喜次氏 私どもの価格については、消費税込みの価格です。会員さんへの配分金は、そのまま消費税を含んだ形で配分金は払っております。

ちなみに私どもが、いわゆる事務所の経費、センターの経費というのは、現在のところ8%の事務費を頂いておりますので、お客様には純然たる配分金の価格、消費税込みの価格に8%の価格が乗った価格をお客様に請求をさせていただいておると、そういうような

形でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 そうすると、お客さんが払った消費税は、シルバー経由で会員さんのところへ今は行っちゃってるという。ということは、よく益税というようなことが言われますけど、会員さんが消費税分をもらってしまっているというような状況になっておるとい、そういう理解でよろしいでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 相羽事務局長。

○相羽喜次氏 そのとおりで結構だと思います。

ただ、先ほど言いましたように、1,000万未満の事業者ですので、消費税を納める事業者ではないということです。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 1,000万円以下の免税事業者が、今回、シルバー人材センターさん、こうして請願を出されていますが、ほかの、例えば豊明市にいろんな小規模の企業さん、零細、あります。NPOだったり、ほかの公益財団だとかいろいろあるんですけれども、そういったところへも同じような影響が、フリーランスだとか、今回の国の制度によって影響が出てくるかと思うんですけれども……。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） シルバーに絞ってお願いします。

○ふじえ真理子委員 ちょっと取り下げます。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと素朴な質問なんですけども、シルバーで働かされている方が、シルバーだけで生活の糧をしているのか、健康面でうちにずっとおるよりも働きに外へ出たほうがいいのか、働いた上でお小遣いがもらえればいいのかという、どういう感じで皆さん、会員さんっておられますか。素朴な質問です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 相羽事務局長。

○相羽喜次氏 この税の話とは少しずれてしまうかもしれませんが、シルバーに今見える会員さんというのは、もちろん元気で外へ出ることが第一であるというのが入会の動機だというふうには思っております。ただ、それで出たことによって、多少なりの配分金を頂いて、お給金をもらうことによって、よりそれが一層働きがいというんですか、そういうようなものがあるというふうには理解しております。



以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 審査する立場で一番心配をするのは、これ、豊明市議会として意見書を出すということですので、豊明市議会というのは、当然市内全体を見渡していなければいけないわけですので、こういう問題が起きるのが、これ、シルバーさんにお聞きするより指導する立場の部長にお聞きしたほうがいいかもしれないけど、こういうような問題がシルバーさんに限らずほかでも起こる可能性があるかなと私は思うんですけど、どうなんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ただ、制度上の問題ではなくて、今回はシルバーさんにおける特例を認めてほしいという市議会への請願ですので、あまりにも拡大していくと、それなりの事業がありますので。

○ごとう 学委員 拡大ではなくて、これを議会として出してほしいという請願ですので、議会として出す場合には、当然議会としていろんなことを考えて出してかなきゃいけないわけですね。それで、シルバーさんについて出すことに限れば全く問題ないわけだけど、議会としては、シルバーさんのことだけ考えて、後のことは一切考えないという立場では是非が判断できないので、そういう情報が欲しいので、もしそういうことが分かるんだったら教えていただきたいという、そういう趣旨ですけれども。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 相羽事務局長。

○相羽喜次氏 今回、私どもシルバーが主になって動いております。ただ、これ、聞いた話によりますと、お隣の東郷町さんの場合、全体の問題の中で、商工会組織の中でこれを取りまとめておられるというようなことの話は聞いたことがあります。ただ、具体的にどういう状況なのかは承知はしておりません。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 請願書の中にシルバー人材センターは公益法人であり、収支相償の原則もあるから剰余金もないとあるんですけども、毎年決算してると思うんですけども、繰越金とか剰余金とか、全くない状況なんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 相羽事務局長。

○相羽喜次氏 基本的には毎年プラス・マイナス・ゼロ、もしくは若干のマイナスでないで公益認定は取れませんので、基本的には毎年プラス・マイナス・ゼロ。ただ、じゃ、それじゃ経営できないじゃないかという話になろうかと思うんですが、私ども、お金を頂い

たのを一月遅れで払っていきますので、どちらかというと、普通の一般企業でいうと、自  
転車操業的なような経営はしております。そんな経営だと思って考えていただいたほうが  
よろしいかと思えます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 インボイス制度というのはなかなか複雑で、よく分からないものであ  
れなんですけども、シルバー人材センターさんが高齢者の就労だとか、あるいは働くこと  
による健康だとか生きがいだとか、そういうことに多大な貢献をしておられるということ  
は、もう重々承知しております。それから、今回の制度改正でシルバーさんに大変な影響  
が出るということも、今、お話を聞いてよく理解できました。

ただ、私自身の中では、先ほどの質問でもちょっと言いましたように、ほかへの影響が  
市内であり得るといふ、そういう感じがしますので、議会として意見書を出す場合に、シ  
ルバーさんに特定してこういう意見書を出して、ほかは知らないよということで済むの  
かなという、これはまだ私の中では疑問の段階ですけども、そういうことを感じますので、  
ちょっとこの委員会で今、いろんなことをお聞きして考えましたので、この段階で賛成と  
までは言えないという気持ちですので、趣旨採択ということをお願いしたいと思えます。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） そのほかございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 僕もインボイス自体がよく理解できていない部分がありまして、消費税  
というのは、設立した当時から免税、益税、逆進性ということが問題になっている税です。  
広く、薄く皆さんから頂くというのは分かりますけども、今、議論をしていて、シルバー  
さんで働かれてる人、私の知り合いにも多数おられますけども、健康面から働きに出てい  
るという方がほとんどです。前回、10%引き上げたときの軽減税率なども、ちょっとよく  
分からない。飲食なんかは特によく分からなかったんですけども、今回は、特に軽減税率  
なんかだと、先回は、ふだんから税の公平性を主張している新聞社などが、軽減税率が適  
用されるなんていうこともありました。これはちょっと話が違うんですけども。

公平に徴収するということは分かるんですけども、やはり先ほど質疑であったように、  
1か月、四、五万しか収入がない方からお金を、税をそこに賦課するというところで、それ

も申し訳ないなという気持ちは本当にあります。意見書を出すことも私は理解できますので、賛成といたします。うちの会派としてもそうです。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 インボイス制度を国がつくった狙いだとかというのを、今回の請願を出してくださったことでいろいろ調べる中で、国は増収をしたいからだと思います。そもそも消費税で税をいろんなところから国が吸い上げてく。それがきちっと国民のいろんな生活、福祉だとかに充てられていくならいいんですけれども、なかなかそういうふうになってないんじゃないかなという考えがまず自分の中であります。

インボイス制度自体、これはもう来年5月、5年度にもう始まるんですけれども、制度自体、そもそものクエスチョン。ただ、今現在、免税事業者さんは、お客さんから頂いた消費税をそのまま預かってる形で、本来は預かった税は納めなきゃいけないんだけど1,000万円以下は今は免税という状況で、税の公平さという点から見ると、インボイス制度の是が非かというところもちよっと膜に覆われてます。

今回、この請願を出してくださったことで、先ほどちょっとごとう委員も討論の中でおっしゃったんですけど、今回の国の大きな制度によって影響を受けるところがたくさん市内でもあるというふうに聞いております。なので、そういったところもひっくるめて、こういった先ほどの特例制度、そういう委託販売に限って、そういう特例、農協のようにしてくださいよということをシルバー人材センターもそうですし、ほかのそういったフリーランスでも、いろんな社会貢献しているNPOでも、そういったことも含めての請願、国に上げる意見書だと大賛成なんですけれども、ちょっとインボイス制度そのもののことと、それをある特例制度にそういう配慮をしてよということに、ごめんなさいね、もっと広い見地から市議会として意見書を出すのであれば、そういったものが意見書として出すべきかなと思うので、趣旨は十分分かるんですが、趣旨採択とさせていただきたいと思います。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 本当にこのインボイス制度についてはあまりよく分からないんですけども、いろいろ質疑の中で不利益になることが多いということ、あと、会員さんの多くは、多分年金生活者の方が多いと思います。その中で、配当金が少なくなるとは、会員さんの働く意欲もそがれることにもなりかねません。そういうことから、この請願については採択といたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 不採択。採択。

（採択の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 採択。不採択。

（不採択。不の声あり）

（採択の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

それでは、請願第1号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

賛成多数であります。請願第1号を採択することに決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて健康福祉委員会を閉会いたします。

午後1時56分閉会